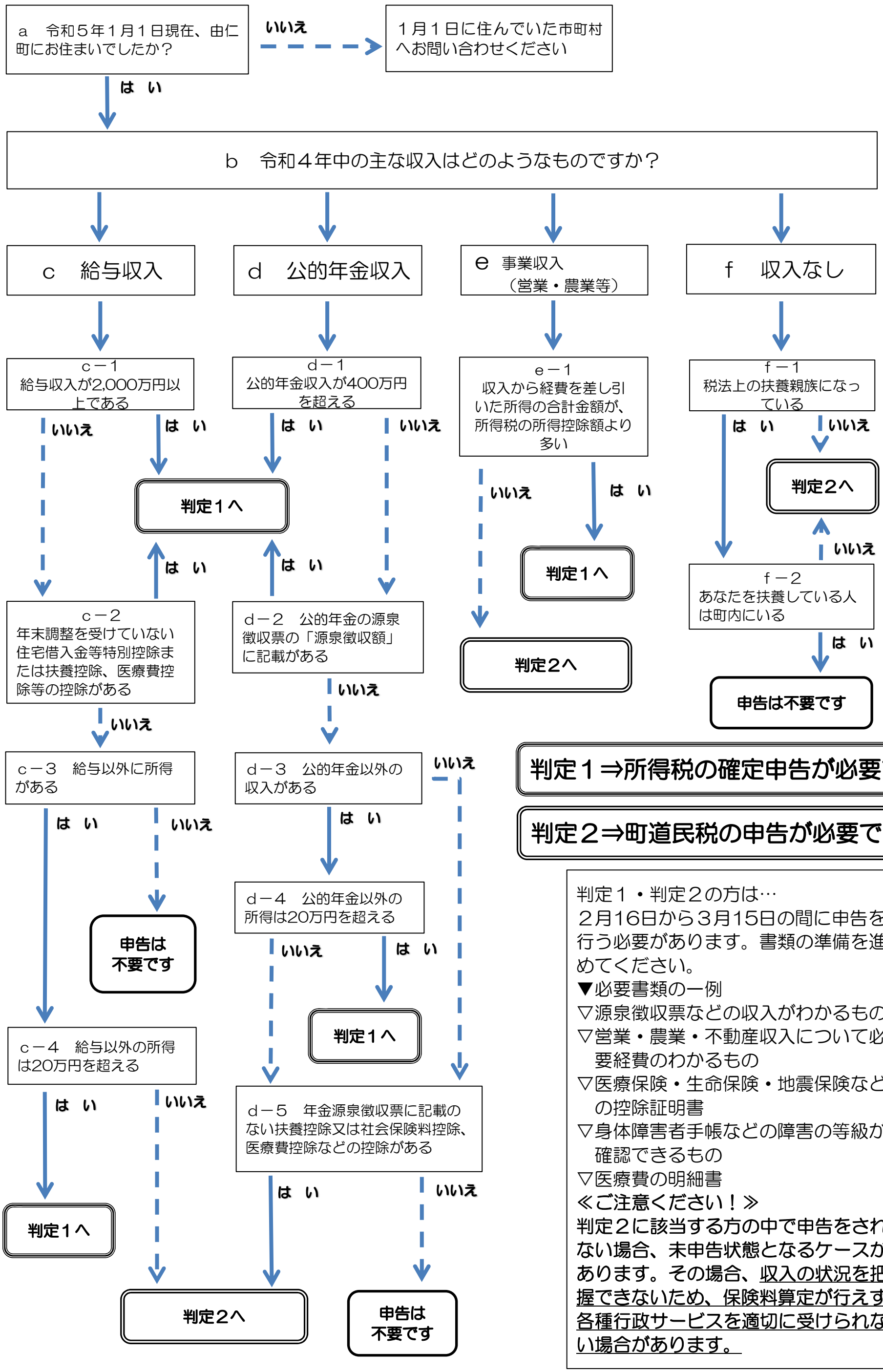

判定１・判定２の方は…
２月16日から３月15日の間に申告を行う必要があります。書類の準備を進めてください。

▼必要書類の一例
▽源泉徴収票などの収入がわかるもの
▽営業・農業・不動産収入について必要経費のわかるもの
▽医療保険・生命保険・地震保険などの控除証明書
▽身体障害者手帳などの障害の等級が確認できるもの
▽医療費の明細書

≪ご注意ください！≫
判定２に該当する方の中で申告をされない場合、未申告状態となるケースがあります。その場合、収入の状況を把握できないため、保険料算定が行えず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。